別表第7

(令元条例27・全改,令3条例24・旧別表第8繰上,令5条例2・ 令6条例1・一部改正)

建築基準法(昭和25年法律第201号)関係手数料

建築基準法	(昭和25年法律第201号)関係手数料	
手数料の種類	区分	金額
建築物に関す	床面積の合計が30平方メートル以	1件につき
る確認申請手	内のもの	9,000円
数料又は計画	床面積の合計が30平方メートルを	1件につき
通知手数料(確	超え100平方メートル以内のもの	19,000円
認の申請又は	床面積の合計が100平方メートル	1件につき
計画の通知に	を超え200平方メートル以内のも	33,000円
係る計画に確	O	
認等を要する	床面積の合計が200平方メートル	1件につき
エレベーター,	を超え300平方メートル以内のも	43,000円
エスカレータ	O	
ー又は小荷物	床面積の合計が300平方メートル	1件につき
専用昇降機(以	を超え1,000平方メートル以内	71,000円
下この表にお	のもの	
いて「確認等を	床面積の合計が1,000平方メー	1件につき
要する昇降機」	トルを超え2,000平方メートル	100,000円
という。) に係	以内のもの	
る部分が含ま	床面積の合計が2,000平方メー	1件につき
れない場合)	トルを超え10、000平方メート	280,000円
	ル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メ	1件につき
	ートルを超え50、000平方メー	410,000円
	トル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メ	1件につき
	ートルを超えるもの	800,000円
	備考	
	1 床面積の合計は、次に掲げる場	場合の区分に応じ, それ
	ぞれ定める面積について算定する。	
	(1) 建築物を建築する場合((2) に掲げる場合及び

- 移転する場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積 (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を 建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変 更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部 分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合((4)に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- (4) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を 移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替を し、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係 る部分の床面積の2分の1
- 2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 (平成27年法律第53号)第11条第1項ただし書又 は第12条第2項ただし書の適用を受ける場合(建築物 のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第2条第1項第1号 に該当する場合に限る。)の建築物に関する確認申請手 数料の額は、この項の区分の欄の区分に応じ、それぞれ 金額の欄に定める額に、別表12の定めるところにより 算定した建築物エネルギー消費性能適合判定手数料の 額を加算した額とする。

		額を加算した額
建築設備に関	小荷物専用昇降機以外の建築設備	1基につき
する確認申請	(確認を受けた建築設備の計画の変	22,000円
手数料又は計	更をして建築設備を設置する場合を	
画通知手数料	除く。)	
	小荷物専用昇降機(確認を受けた建	1基につき
	築設備の計画の変更をして建築設備	8,000円
	を設置する場合を除く。)	
	確認を受けた建築設備の計画の変更	1基につき
	をして建築設備を設置する場合の小	10,000円
	荷物専用昇降機以外の建築設備	
	確認を受けた建築設備の計画の変更	1基につき
	をして建築設備を設置する場合の小	6,000円
	荷物専用昇降機	
工作物に関す	工作物を築造する場合(確認を受け	1基につき
る確認申請手	た工作物の計画の変更をして工作物	20,000円
数料又は計画	を築造する場合を除く。)	
通知手数料	確認を受けた工作物の計画の変更を	1基につき
	して工作物を築造する場合	8,000円
建築物(特定工	床面積の合計が30平方メートル以	1件につき
程に係る建築	内のもの	21,000円
物を除く。) に	床面積の合計が30平方メートルを	1件につき
関する完了検	超え100平方メートル以内のもの	27,000円
查申請手数料	床面積の合計が100平方メートル	1件につき
又は工事完了	を超え200平方メートル以内のも	37,000円
通知手数料(確	Ø	
認の申請又は	床面積の合計が200平方メートル	1件につき
計画の通知に	を超え300平方メートル以内のも	52,000円
係る計画に確	Ø	
認等を要する	床面積の合計が300平方メートル	1件につき
昇降機に係る	を超え1,000平方メートル以内	85,000円
部分が含まれ	のもの	
ない場合)	床面積の合計が1,000平方メー	1件につき
	トルを超え2,000平方メートル	110,000円
	以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メー	1件につき

	トルを超え10,000平方メートル以内のもの	170,000円
	床面積の合計が10、000平方メ	1 件につき
	一トルを超え50、000平方メー	
	トル以内のもの	210,00011
	床面積の合計が50、000平方メ	1 件につき
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	550,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場	
	でれ定める面積について算定する。	ж п т <u>ш</u> уу (=/ ш о , о с, о
	(1) 建築物を建築した場合(利	 多転した場合を除く。)
	当該建築に係る部分の床面積	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	(2) 建築物を移転し, 又はその) ウ大規模の修繕若しくは
	 大規模の模様替をした場合 当記	
	に係る部分の床面積の2分の1	
建築物(特定工		1件につき 建築物
程に係る建築		(特定工程に係る建築
物を除く。)に		物を除く。)に関する
関する完了検		完了検査申請手数料又
查申請手数料		は工事完了通知手数料
又は工事完了		(確認の申請又は計画
通知手数料(確		の通知に係る計画に確
認の申請又は		認等を要する昇降機に
計画の通知に		係る部分が含まれない
係る計画に確		場合)の額に,当該昇
認等を要する		降機について建築設備
昇降機に係る		に関する完了検査申請
部分が含まれ		手数料又は工事完了通
る場合)		知手数料の項の区分の
		欄の区分に応じ、それ
		ぞれ金額の欄に定める
		額の合計額を加算した
		額
特定工程に係	床面積の合計が30平方メートル以	1件につき
る建築物に関	内のもの	19,000円
する完了検査	床面積の合計が30平方メートルを	1件につき
申請手数料又	超え100平方メートル以内のもの	25,000円

は工事完了通	床面積の合計が100平方メートル	1件につき
知手数料(確認	を超え200平方メートル以内のも	
の申請又は計	0	2 2, 2 2 1,
画の通知に係	├── │床面積の合計が200平方メートル	1件につき
る計画に確認	を超え300平方メートル以内のも	
等を要する昇	0	, , , , , ,
降機に係る部	床面積の合計が300平方メートル	1件につき
分が含まれな	 を超え1,000平方メートル以内	
い場合)	のもの	,
	床面積の合計が1,000平方メー	1件につき
	トルを超え2,000平方メートル	100,000円
	以内のもの	
	床面積の合計が2,000平方メー	1件につき
	トルを超え10,000平方メート	160,000円
	ル以内のもの	
	床面積の合計が10,000平方メ	1件につき
	ートルを超え50、000平方メー	260,000円
	トル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メ	1件につき
	ートルを超えるもの	540,000円
	備考 床面積の合計は、次に掲げる場	場合の区分に応じ, それ
	ぞれ定める面積について算定する。	
	(1) 建築物を建築した場合(私	多転した場合を除く。)
	当該建築に係る部分の床面積	
	(2) 建築物を移転し、又はその	の大規模の修繕若しくは
	大規模の模様替をした場合 当詞	亥移転,修繕又は模様替
	に係る部分の床面積の2分の1	
特定工程に係		1件につき 特定工程
る建築物に関		に係る建築物に関する
する完了検査		完了検査申請手数料又
申請手数料又		は工事完了通知手数料
は工事完了通		(確認の申請又は計画
知手数料(確認		の通知に係る計画に確
の申請又は計		認等を要する昇降機に
画の通知に係		係る部分が含まれない
る計画に確認		場合)の額に、当該昇

等を要する昇		降機について建築設備
降機に係る部		に関する完了検査申請
分が含まれる		手数料又は工事完了通
場合)		知手数料の項の区分の
<i>'''</i>		欄の区分に応じ、それ
		ぞれ金額の欄に定める
		額の合計額を加算した
		額の日前版を加昇した
 建築設備に関	 小荷物専用昇降機以外の建築設備	1 基につき
する完了検査	7. 阿切牙川开阵(及外下) 定来欧洲	34,000円
申請手数料又	 小荷物専用昇降機	1 基につき
は工事完了通		19,000円
知手数料		19,000
工作物に関す		1 基につき
る完了検査申		22,000円
る元」 横重中		22,000円
田子級科文は 工事完了通知		
手数料	中間校本を伝え如ハの内工柱の入引	1 14)7 ~ 7
建築物に関す	中間検査を行う部分の床面積の合計	1件につき
る中間検査申	(以下この項において「床面積の合	18,000円
請手数料又は	計」という。)が30平方メートル	
特定工程工事	以内のもの	. 61.)
	床面積の合計が30平方メートルを	1件につき
料	超え100平方メートル以内のもの	24,000円
	床面積の合計が100平方メートル	
	を超え200平方メートル以内のも	30,000円
	Ø	
	床面積の合計が200平方メートル	1件につき
	を超え300平方メートル以内のも	39,000円
	の	
	床面積の合計が300平方メートル	1件につき
	を超え1,000平方メートル以内	56,000円
	のもの	
	床面積の合計が1,000平方メー	1件につき
	トルを超え2,000平方メートル	77,000円
	以内のもの	

	床面積の合計が2,000平方メー	1件につき
	トルを超え10,000平方メート	150,000円
	ル以内のもの	
	床面積の合計が10、000平方メ	1件につき
	ートルを超え50、000平方メー	260,000円
	トル以内のもの	
	床面積の合計が50、000平方メ	1件につき
	ートルを超えるもの	540,000円
仮使用認定申		1件につき
請手数料		120,000円
道路の位置の		1件につき
指定,変更及び		50,000円
廃止に係る申		
請手数料		
建築物の敷地		1件につき
と道路との関		27,000円
係の特例認定		
申請手数料		
建築物の敷地		1件につき
と道路との関		33,000円
係の特例許可		
申請手数料		
公衆便所等の		1件につき
道路内におけ		33,000円
る建築許可申		
請手数料		
道路内におけ		1件につき
る建築認定申		27,000円
請手数料		
公共用歩廊等		1件につき
の道路内にお		160,000円
ける建築許可		
申請手数料		
壁面線外にお		1件につき
ける建築許可		160,000円
申請手数料		

用途地域等に	利害関係者の意見の聴取及び建築審	1 件につき
おける建築等	査会の同意の取得を要しない場合	120,000円
許可申請手数	利害関係者の意見の聴取を要し、か	1件につき
料	つ、建築審査会の同意の取得を要し	140,000円
7.1	ない場合	1 10, 00011
	利害関係者の意見の聴取及び建築審	1 件につき
	査会の同意の取得を要する場合	180,000円
 卸売市場等の	ZA O PARO ONTO	1件につき
用途に供する		160,000円
特殊建築物の		100,00011
位置の特例許		
可申請手数料		
住宅又は老人		1件につき
ホーム等に設		27,000円
ける機械室等		,
の容積率の特		
例認定申請手		
数料		
建築物の容積		1件につき
率の特例許可		160,000円
申請手数料		
建築物の建蔽		1件につき
率の特例許可		33,000円
申請手数料		
建築物の敷地		1件につき
面積の特例許		160,000円
可申請手数料		
第一種低層住		1件につき
居専用地域等		27,000円
内における建		
築物の高さの		
特例認定申請		
手数料		
第一種低層住		1件につき
居専用地域等		160,000円
内における建		

築物の高さの	
特例許可申請	
手数料	
日影による建	1 件につき
築物の高さの	160,000円
特例許可申請	,
手数料	
高架の工作物	1件につき
内に設ける建	27,000円
築物の高さの	
特例認定申請	
手数料	
高度地区内に	1件につき
おける建築物	160,000円
の高さの特例	
許可申請手数	
料	
高度利用地区	1件につき
内における建	160,000円
築物の容積率,	
建蔽率,建築面	
積又は壁面の	
位置の特例許	
可申請手数料	
高度利用地区	1件につき
内における建	160,000円
築物の各部分	
の高さの許可	
申請手数料	
敷地内に広い	1件につき
空地を有する	160,000円
建築物の容積	
率等の特例許	
可申請手数料	
開発整備促進	1件につき
区内における	27,000円

建築物の用途		
の特例認定申		
請手数料		
地区計画等の		1 件につき
区域内におけ		27,000円
る建築物の建		,
定申請手数料		
予定道路に係		1件につき
る建築物の容		160,000円
積率の特例許		
可申請手数料		
仮設建築物建	建築審査会の同意の取得を要しない	1件につき
築許可申請手	場合	120,000円
数料	建築審査会の同意の取得を要する場	1件につき
	合	160,000円
総合的設計に	建築物の数が2である場合	1件につき
よる一団地の		78,000円
建築物の特例	建築物の数が3以上である場合	1件につき
認定申請手数		78,000円に2を
料		超える建築物の数に2
		8,000円を乗じて
		得た額を加算した額
一団の土地の	建築物(建築等をするものに限る。	1件につき
区域内の既存	以下この項において同じ。)の数が	78,000円
建築物を前提	1である場合	
とした総合的	建築物の数が2以上である場合	1件につき
設計による建		78,000円に1を
築物の特例認		超える建築物の数に2
定申請手数料		8,000円を乗じて
		得た額を加算した額
総合的設計に	建築物の数が2である場合	1件につき
よる広い空地		210,000円
を有する一団	建築物の数が3以上である場合	1件につき
地の建築物の		210,000円に2
特例許可申請		を超える建築物の数に

手数料		28,000円を乗じ
		て得た額を加算した額
広い空地を有	建築物(建築等をするものに限る。	1件につき
する一団の土	以下この項において同じ。)の数が	210,000円
地の区域内の	1である場合	
既存建築物を	建築物の数が2以上である場合	1件につき
前提とした総		210,000円に1
合的設計によ		を超える建築物の数に
る建築物の特		28,000円を乗じ
例許可申請手		て得た額を加算した額
数料		
一敷地内認定	建築物(一敷地内認定建築物を除く。	1件につき
建築物以外の	以下この項において同じ。)の数が	78,000円
建築物の建築	1である場合	
認定申請手数	建築物の数が2以上である場合	1件につき
料		78,000円に1を
		超える建築物の数に2
		8,000円を乗じて
		得た額を加算した額
一敷地内認定	建築物(一敷地内認定建築物を除く。	1件につき
建築物以外の	以下この項において同じ。)の数が	210,000円
建築物の各部	1である場合	
分の高さ又は	建築物の数が2以上である場合	1件につき
容積率の特例		210,000円に1
許可申請手数		を超える建築物の数に
料		28,000円を乗じ
		て得た額を加算した額
一敷地内許可	建築物(一敷地内許可建築物を除く。	1件につき
建築物以外の	以下この項において同じ。)の数が	210,000円
建築物の建築	1である場合	
許可申請手数	建築物の数が2以上である場合	1件につき
料		210,000円に1
		を超える建築物の数に
		28,000円を乗じ
		て得た額を加算した額
一の敷地とみ		1件につき

なすこと等の	6,400円に現に存
認定又は許可	する建築物の数に1
の取消申請手	2,000円を乗じて
数料	得た額を加算した額
一団地の住宅	1件につき
施設に関する	27,000円
都市計画に基	
づく建築物の	
容積率,建蔽	
率,外壁の後退	
距離又は高さ	
の特例認定申	
請手数料	
既存の一の建	1件につき
築物について	120,000円
二以上の工事	
に分けて増築	
等を含む工事	
を行う場合の	
全体計画認定	
申請手数料又	
は当該認定を	
受けた全体計	
画の変更認定	
申請手数料	
既存の一の建	1件につき
築物について	120,000円
二以上の工事	
に分けて用途	
の変更に伴う	
工事を行う場	
合の全体計画	
認定申請手数	
料又は当該認	
定を受けた全	
体計画の変更	

初与由註工粉	ĺ
認定申請手数	
料	. 61.5
建築物の用途	1件につき
を変更して一	120,000円
時的に興行場	
等として使用	
する場合の制	
限の緩和に係	
る許可申請手	
数料	
建築物の用途	1件につき
を変更して一	160,000円
時的に特別興	
行場等として	
使用する場合	
の制限の緩和	
に係る許可申	
請手数料	
既存不適格建	1件につき
築物の大規模	27,000円
の修繕又は大	
規模の模様替	
を行う場合の	
敷地と道路と	
の関係に係る	
特例認定申請	
手数料	
既存不適格建	1件につき
築物の大規模	27,000円
の修繕又は大	
規模の模様替	
を行う場合の	
道路内の建築	
制限に係る特	
例認定申請手	
数料	

既存	不適格建	1 件につき	
築物の	の移転の	27,	000円
特例記	忍定申請		
手数米			